

## 県産農産物販売促進特別対策事業 公募要領(追加募集)

### 1 事業の目的

農業生産資材価格が上昇する一方で、県産農産物の出荷価格は向上していない。特に、県産米の価格については、新型コロナウイルス感染拡大前に比べて大幅に低下した後も十分に回復していない状況にあり、生産者の経営が圧迫されています。

また、消費者から見た食材価格は上昇しており、家計支出が増加しております。

そこで、食品関連事業者等による県産農産物を使った販売促進キャンペーンの実施を支援することで、県産農産物を取り扱う事業者の拡大と消費喚起を図り、県産農産物の購入機会を増やすことで県内の生産者を支援するとともに、県民の家計を応援することとしました。

### 2 申請に当たって

本事業は、県産農産物販売促進特別対策事業実施要領(以下「要領」という。)及び県産農産物販売促進特別対策事業補助金交付要綱(以下、「要綱」という。)に定めるほか、本公募要領及び県産農産物販売促進特別対策事業の要件に基づき実施します。

### 3 本事業の対象となる事業者

本事業の事業実施主体は、次に掲げるとおりとします。

食品関連事業者、農林漁業者又は商工業者の組織する団体

### 4 補助対象の取組及び補助対象経費、補助率

補助対象の取組は、県産農産物を使ったキャンペーンを実施し、県産農産物の消費拡大につながるPRを行うこととします。

補助対象経費及び補助率については、以下のとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付します。なお、交付決定額は、1千円未満の端数が生じたときは切り捨てます。

※予算額に達する場合は予算の範囲内での交付となります。

#### (1)直売所等での県産米増量キャンペーン

ア 県産米の销售量に対する2割を上限とする増量分の費用 補助率:10/10

イ PR資材経費(上記4(1)アの補助額を合わせた補助金の総額の1割まで)

補助率:10/10

#### (2)量販店でのポイントキャンペーン

ア 県産米をはじめとする県産農産物の販売額に対する2割を上限とするポイント付与費用

補助率:10/10

イ PR資材経費(上記4(2)アの補助額を合わせた補助金の総額の1割まで)

補助率:10/10

### 5 本事業の対象期間

補助金交付決定日から令和5年3月12日(日)まで

## 6 補助金交付申請手続等の概要

### (1) 申請受付期間

令和5年1月27日～令和5年2月10日

※上記期間内であっても、申請額の総額が予算額に達した時点で、申請の受付を終了します。

### (2) 申請方法

申請に必要な書類は、原則、電子メールにて提出してください。やむを得ない場合は郵送にて農業ビジネス支援課販売対策・6次産業化担当へ郵送してください。提出した際には、担当まで連絡してください。

### (3) 申請書類

申請に必要な書類の様式は、以下のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0902/6jisangyoka/kensantokubetutaisaku3.html>

- ・要綱様式第1号(交付申請書)
- ・要綱様式第1号(別紙)
- ・要綱別表2に記載された添付資料
- ・要領様式第1号(着手届)※事前着手が必要な場合

埼玉県農林部農業ビジネス支援課 販売対策・6次産業化担当  
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号  
電話 048-830-4106  
電子メール a4105-07@pref.saitama.lg.jp

## 7 スケジュール

本事業の実施スケジュールは以下を想定しています。

ただし、申請件数により変更することがあります。

- ・補助金交付申請の受付期間 令和5年1月27日  
～令和5年2月10日  
※上記期間内であっても、申請額の総額が予算額に達した時点で、申請の受付を終了します。
- ・交付決定通知 申請書類が確認でき次第通知
- ・事業の開始 令和5年1月～
- ・事業の完了 令和5年3月12日(日)まで
- ・実績報告書の提出 事業を完了した日から1か月を経過した日又は当該年度の3月17日のいずれか早い日まで
- ・実績報告書の確認・検査 実績報告書提出後
- ・補助金の額の確定通知 確認・検査後
- ・精算払請求書の提出 額の確定後
- ・補助金の交付 精算払請求書提出後

## 8 本事業の実施にあたっての留意点

本事業の対象となった事業者は、以下の条件を守らなければなりません。

- (1) 県は事業の遂行状況等について定期的に報告を求めます。
- (2) 対象外経費の計上が発見された場合には、当該支出を除いて補助対象経費を算出するよう県から連絡します。
- (3) 補助金の支払いについては、原則、事業実施者から実績報告書の提出を受け、事務局において補助金の額の確定をした後の精算払いとなります。
- (4) 実績報告に基づき、必要に応じて調査を行い、補助金の額を確定します。補助金は、事業を行うために必要な経費として認められたものに限り、支払いを証明できる証拠書類等が整備されていない場合は、原則として必要な経費として認められません。
- (5) 本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- (6) 本事業実施中または終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。事業実施者が適正化法等に違反する行為等(例:他の用途への無断流用、虚偽報告など)をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。

## 9 お問い合わせ・提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

販売対策・6次産業化担当 川島・福本・関口・新槇・磯貝

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

電話:048-830-4106

電子メール:a4105-07@pref.saitama.lg.jp